8　次の(1)から(9)までの貨物を輸入する場合は、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十七条の許可（輸入の許可前に貨物を引き取ろうとするときは、同法第七十三条第一項の承認、保税蔵置場又は保税工場に貨物を入れようとするときは、同法第四十三条の三第一項（同法第六十二条において準用する場合を含む。）の承認）を受ける前に、それぞれ(1)から(9)までに定める書類を税関に提出しなければならない。

(1)　［略］

(2)　9の(4)のイ及びロに掲げる国又は地域を船積地域とするワシントン条約附属書Ⅱに掲げる種に属する動物（二の表の部1中9の(1)に掲げる国を船積地域とする項に掲げるもの並びにヨゴレ、アカシュモクザメ、ヒラシュモクザメ、シロシュモクザメ、ウバザメ、ホホジロザメ、ニシネズミザメ、ジンベイザメ及びタツノオトシゴ属全種を除く。）又は植物並びにこれらの個体の一部及び派生物（植物の個体の一部及び派生物にあっては、附属書Ⅱにより特定されるものに限る。）であって、二の表の部2に基づく二号承認又は7の(6)から(8)までに基づく経済産業大臣の確認を受けることを要しないものについては、当該船積地域に係る国若しくは地域の管理当局又はこれに準ずる当局（以下「管理当局等」という。）が同条約に基づき発給する当該貨物に係る輸出許可書又は再輸出証明書の原本

(3)　ワシントン条約附属書Ⅲに掲げる種に属する動物又は植物並びに附属書Ⅲにより特定されるこれらの個体の一部及び派生物（二の表の部2に基づき二号承認を受けるべき貨物及び7の(6)から(8)までに基づき経済産業大臣の確認を受けるべき貨物を除く。）については、次の表の上欄に掲げる当該動物又は植物の原産地及び中欄に掲げる船積地域の区分に応じ下欄に掲げる書類

当該動物又は植物の原産地	船積地域	提出書類
当該動物又は植物を附属書Ⅲに掲げた国	［略］	［略］
	9の(4)のイ及びロに掲げる国又は地域（当該動物又は植物の原産地に係る国又は地域を除く。）	再輸出証明書又は船積地域内で加工されたものであることを証する書面（以下「加工証明書」という。）の原本（いずれもワシントン条約に基づき管理当局等が発給するものに限る。）
当該動物又は植物を附属書Ⅲに掲げた国を除く国又は地域	9の(4)のイ及びロに掲げる国又は地域	ワシントン条約に基づき管理当局等が発給する再輸出証明書若しくは加工証明書又は原産地に係る国若しくは地域の公的機関が発給する原産地証明書の原本
	9の(4)のイ及びロに掲げる国又は地域を除く国又は地域	原産地に係る国又は地域の公的機関が発給する原産地証明書の原本

(4)～(9)　［略］

8　次の(1)から(9)までの貨物を輸入する場合は、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十七条の許可（輸入の許可前に貨物を引き取ろうとするときは、同法第七十三条第一項の承認、保税蔵置場又は保税工場に貨物を入れようとするときは、同法第四十三条の三第一項（同法第六十二条において準用する場合を含む。）の承認）を受ける前に、それぞれ(1)から(9)までに定める書類を税関に提出しなければならない。

(1)　［略］

(2)　9の(3)のイ及びロに掲げる国又は地域を船積地域とするワシントン条約附属書Ⅱに掲げる種に属する動物（二の表の部1中9の(1)に掲げる国を船積地域とする項に掲げるもの並びにヨゴレ、アカシュモクザメ、ヒラシュモクザメ、シロシュモクザメ、ウバザメ、ホホジロザメ、ニシネズミザメ、ジンベイザメ及びタツノオトシゴ属全種を除く。）又は植物並びにこれらの個体の一部及び派生物（植物の個体の一部及び派生物にあっては、附属書Ⅱにより特定されるものに限る。）であって、二の表の部2に基づく二号承認又は7の(6)から(8)までに基づく経済産業大臣の確認を受けることを要しないものについては、当該船積地域に係る国若しくは地域の管理当局又はこれに準ずる当局（以下「管理当局等」という。）が同条約に基づき発給する当該貨物に係る輸出許可書又は再輸出証明書の原本

(3)　ワシントン条約附属書Ⅲに掲げる種に属する動物又は植物並びに附属書Ⅲにより特定されるこれらの個体の一部及び派生物（二の表の部2に基づき二号承認を受けるべき貨物及び7の(6)から(8)までに基づき経済産業大臣の確認を受けるべき貨物を除く。）については、次の表の上欄に掲げる当該動物又は植物の原産地及び中欄に掲げる船積地域の区分に応じ下欄に掲げる書類

当該動物又は植物の原産地	船積地域	提出書類
当該動物又は植物を附属書Ⅲに掲げた国	［略］	［略］
	9の(3)のイ及びロに掲げる国又は地域（当該動物又は植物の原産地に係る国又は地域を除く。）	再輸出証明書又は船積地域内で加工されたものであることを証する書面（以下「加工証明書」という。）の原本（いずれもワシントン条約に基づき管理当局等が発給するものに限る。）
当該動物又は植物を附属書Ⅲに掲げた国を除く国又は地域	9の(3)のイ及びロに掲げる国又は地域	ワシントン条約に基づき管理当局等が発給する再輸出証明書若しくは加工証明書又は原産地に係る国若しくは地域の公的機関が発給する原産地証明書の原本
	9の(3)のイ及びロに掲げる国又は地域を除く国又は地域	原産地に係る国又は地域の公的機関が発給する原産地証明書の原本

(4)～(9)　［略］